

## 準公共・相互連携作業グループの開催について

〔 令和3年10月25日 〕  
データ戦略推進ワーキンググループ主査代理決定

- 1 「データ戦略推進ワーキンググループの開催について」（令和3年9月6日決定）第4項の規定に基づき、準公共・相互連携分野のデジタル化やデータ連携の推進方策を検討するため、準公共・相互連携作業グループ（以下「グループ」という。）を開催する。
- 2 グループは、越塚登（東京大学大学院教授）をリーダーとし、リーダーは、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
- 3 グループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、デジタル庁（デジタル社会共通機能グループ及び国民向けサービスグループ）において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、グループの運営に関する事項その他必要な事項は、リーダーが定める。